

第3節 災害警戒本部

第1 災害警戒本部の設置及び廃止

1 災害警戒本部の設置

次の各号の一に該当する状況が発生した場合、災害情報の収集や警戒及び応急対策の準備あるいは防災関係機関等の情報交換等を組織的に実施するとともに、災害対策本部へ円滑に移行できる組織として、災害警戒本部を設置する。

- (1) 札幌管区気象台から臨時火山情報が発表されたとき。
- (2) 噴火に係る前兆（異常）現象が発生し、噴火その他の災害発生が予想されるとき。

2 災害対策本部設置への移行

地震災害対策編第3章第3節第1「2 災害対策本部設置への移行」に準ずる。

3 災害警戒本部の廃止

地震災害対策編第3章第3節第1「3 災害警戒本部の廃止」に準ずる。

4 災害警戒本部の組織

地震災害対策編第3章第3節第1「4 災害警戒本部の組織」に準ずる。

5 災害警戒本部の設置及び指揮権限の委任

地震災害対策編第3章第3節第1「5 災害警戒本部の設置及び指揮権限の委任」に準ずる。

第2 職員の動員・配備

1 非常配備の基準

災害が発生した場合あるいは発生のおそれがある場合には、非常配備の体制をとる。非常配備の種類と配備時期については、次のとおりとする。

非常配備の基準

種 別	配 備 内 容	配 備 時 期
警 戒 配 備	災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合、災害情報の収集や警戒及び応急対策の準備あるいは防災関係機関等の情報交換を組織的に実施するとともに、災害対策本部へ円滑に移行できる組織とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌管区気象台から臨時火山情報が発表されたとき。 ・ 噴火に係る前兆（異常）現象が発生し、噴火その他の災害発生が予想されるとき。

2 災害警戒本部配備要員

地震災害対策編第3章第3節第2「2 災害警戒本部配備要員」に準ずる。